第57回 民間資金等活用事業推進委員会

議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第 57 回民間資金等活用事業推進委員会

日　時：令和４年３月 31 日（木）15:30～17:07
場　所：オンライン開催
出席者：
【民間資金等活用事業推進委員会委員】
飯島委員長、柳川委員長代理、上村（多）委員、上村（敏）委員、北詰委員、谷口委員、山口委員
【内閣府】
村瀬政策統括官(経済社会システム担当)
民間資金等活用事業推進室
金子室長（大臣官房審議官）、石田参事官、福永参事官、庄司企画官、佃企画官
議　事：（１）各部会の開催状況について
（２）新たなＰＰＰ／ＰＦＩアクションプランに盛り込む内容について
（３）キャッシュフローを生み出しにくいインフラにおけるＰＰＰ／ＰＦＩの導入推進施策
（４）新型コロナウイルス感染症の影響について
（５）小規模自治体へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進について

○福永参事官　ただいまから、第57回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

事務局の内閣府民間資金等活用事業推進室の参事官の福永でございます。

本日は、お忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。

本日の委員会ですが、現委員９名のうち６名の委員に御出席いただいております。上村多恵子委員は遅れて御出席との御連絡をいただいております。定足数の過半数に達しておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、事務局の出席者を御紹介させていただきます。

政策統括官の村瀬でございます。

民間資金等活用事業推進室長の金子でございます。

なお、本日の資料の取扱いについてですが、民間資金等活用事業推進委員会議事規則第５条に基づき、アクションプランの改定内容に直接関わる参考資料２及び本日の議事録につきましてはアクションプランの改定後の公表、資料２－１から資料２－４は議論のたたき台として非公表とさせていただければと考えております。

それでは、以後の議事につきましては、飯島委員長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○飯島委員長　それでは、議事に先立ち、資料の取扱いについては事務局からの説明のとおりとさせていただきます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず初めに、議事（１）各部会の開催状況について、事務局より説明をお願いします。

○庄司企画官　それでは、資料１を御覧いただければと思います。各部会の開催状況ということでございまして、前回委員会が２月15日でございましたが、それ以降の両部会の開催状況をこちらにお示ししております。

まず、計画部会でございますが、第30回、第31回ということで２月、３月、それぞれ開催してございます。アクションプランに関して新たに取り組むPPP/PFI推進施策ということで、政策課題の連携ですとか、多様な効果の評価とか、こういったことに関して２月25日に御議論いただいたところでございます。

それから、第31回ということで先週になりますが、今回、後ほどお示ししますアクションプランに盛り込む内容についてということで、アクションプラン取りまとめ状況、それから、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ、コロナウイルスの影響についてということで御議論いただいているところでございます。

それから、事業推進部会でございますが、３月14日に開催してございまして、議事の内容は後ほど御説明させていただければと思っております。

あとは議事２、これまでの取組のフォローアップということで、昨年度の事後評価ですとか、民間提案に関するマニュアルを作成したところでございますので、そのフォローアップについて御報告したところでございます。

以上でございます。

○飯島委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御意見・御質問等のある方は挙手ボタンを押していただければ、こちらから順次指名させていただきます。よろしいでしょうか。

よろしければ、次の議題に移らせていただきます。

続きまして、議事２、PPP/PFI推進アクションプランに盛り込む内容について、事務局より説明をお願いします。

○庄司企画官　それでは、資料２を御覧いただければと思います。資料２－１から２－４をまとめて御説明させていただきたいと思います。

アクションプランに盛り込む内容についてということで、前回委員会では骨子の形でお示ししているところでございますが、その後、計画部会で議論を深めていただきまして、内容を整理しておりまして文章化しているところでございます。

資料が４つに分かれておりまして、基本的な方向性、推進施策、目標、PDCAということでこちらをひと続きで御説明させていただきたいと思います。

まず、資料２－１ということで、推進に当たっての考え方というのを基本的な考え方と推進の方向性という２つに分けて構成してございます。

１ページでございますが、まず、基本的な考え方ということで、現在のアクションプランで掲げてきましたPPP/PFIの効果として、良好な公共サービスの実現、財政健全化とインフラの確保を両立した経済・財政一体改革に貢献、ビジネス機会の拡大について記載しているところでございます。

加えまして、地域のにぎわい創出、地域課題の解決や持続可能で活力ある地域経済社会実現に向けた取組を促進することを記述してございます。

26行目のところからは新たな政策課題の取組というところで、次のページにもまたがりますけれども、PPP/PFIがこういった分野でも有効であるということを記載させていただいているところでございます。

２ページに移りまして推進の方向性ということで、以前お示ししたところに関しまして計画部会の御意見をいただいているところで、それを強化しまして文章化しているところでございます。

まず、５行目のところからはPPP/PFI推進により期待される効果の最大化を図るということでございまして、PPP/PFIを質と量の両面から充実させるとともに、次の事業につながる好循環を生み出すことが重要と、その推進の方向性ということで記述してございます。

10行目からでございますが、地域における活用の拡大ということで、優先検討規程、それから、地域プラットフォーム等における積極的な取組、取組の定着を目指すとともに、小規模の団体での取組促進に向けたアプローチといたしまして、身近で小規模な施設のモデル形成、実施上の負担軽減といったことについて記述をしているところでございます。

続きまして、３ページに進んでいただきまして活用対象の拡大ということでございます。

これまで議論してきました新たな分野でのモデル形成ということに関して記述をさせていただいておるところでございまして、また、バンドリングや広域化といったことに関しても記述を加えているようなところでございます。

11行目からは、こういった多様なPPP/PFIの展開に際しまして、国、それから、PFI機構が積極的に関与していくことが重要といったような記述を加えているところでございます。

18行目からでございますが、政策課題の解決ということで記述しているところでございますが、上流からの関与、それから、官民のマッチングの視点の重要性ということを記述させていただいているところでございます。

23行目からは、さらに将来的な記述といたしまして、さらなる新たな観点への対応といったことを見越して記述をしているところでございます。

続きまして、４ページでございますが、３つ目の項目といたしまして、民間による創意工夫の最大化ということで、これは以前の委員会でお示ししました収益事業の積極的な活用ということと合わせました項目として記述をしているところでございます。民間の創意工夫を生かす観点から事業期間を長く設定すること、コンセッション等の自由度の高い手法の重要性を挙げているところでございます。また、制度面にも目を向けまして、規制改革・行政改革につながっていく視点について言及しているところでございます。

13行目からは、民間発意を取り込むために自治体と事業者の接点を強化する観点から、自治体における提案窓口の明確化や地域プラットフォームの活用を挙げまして、地域プラットフォームの全国展開と機能強化が重要であるとしているところでございます。

19行目からは④ということで、キャパシティービルディングに関することでございますが、前回の委員会でも御指摘がありましたように、ちょっと能力評価といいますと若干上から目線なところがございますので、係る主体が対等な関係に取り組むことというところで、今回、地域の主体と人材の確保という記述にしているところでございます。内容は人材育成ですとか、ノウハウ、定着、向上、それから、機運の醸成といったことについての言及をしているところでございます。

５ページの１行目からでございますが、PPP/PFIの取組状況などを踏まえまして、より地域の実情をきめ細かく把握して施策に反映していくということの重要性を記述しているところでございます。

また、国が様々な情報の収集、整理、発信強化をするという必要性を記述しているところでございます。

最後に５つ目の項目でございますが、６行目からPPP/PFIを自律的に展開する基盤の早期形成の重要性ということで書かせていただきまして、令和４年度から５年間を重点実行期間と位置づけて、これまで掲げた取組を集中的に講じていくというようなことを記述しているところでございます。

計画部会におきましては政策課題への対応ということに関しまして、関係省庁との連携が非常に重要で、具体的な打ち出しを期待するといったような意見ですとか、あと、政府

全体でもPPP/PFIをしっかり推進していくことに期待があるので、しっかりそれに応えた方向性を打ち出していくということが必要で、うまく整理していってほしいというような御意見をいただいているところでございます。

続きまして、資料２－２を御覧いただければと思います。

前回の委員会でも推進施策のたたき台ということでお示ししたところでございますが、御意見を反映しながら関係省庁と協議を行った上で文章化しているところでございます。本日、また御意見をいただきつつ引き続き充実を図っていきたいと思っております。

推進施策でございますが（１）から（４）までということで（１）が多様なPPP/PFIの展開、それから、地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積と案件形成における積極的な支援、３つ目としまして取組基盤の充実、４つ目といたしまして、PFI推進機構の活用ということで構成しておるところで、順次御説明をさせていただきたいと思います。

網掛けをしているところが現行のアクションプランに加えて新たな施策案として記述しているところでございまして、本日はその部分を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、7行目から始まります多様なPPP/PFIの展開というところで、先導的な事例の形成ですとか、新たな活用モデルの形成に取り組むことを掲げた上で、具体的な取組といたしまして、15行目以降の活用モデルの形成ということでございまして、先ほども２－１の資料でも言及させていただいたような身近な施設ですとか、デジタル技術の社会実装ですとか、カーボンニュートラル、収益事業に附帯するとか、PFI機構と連携いたしまして案件を発掘しまして、各省の支援策を活用してモデル形成に取り組むといったことを記述しているところでございます。

次のページの８行目から新たな活用モデル形成に当たりまして、機構がコンサルティング機能を積極的に実施するための体制の充実、それから、自治体と関係省庁の仲介による個別課題解決に向けた調整といった取組の強化充実を掲げているところでございます。

15行目からは公的不動産の活用というところでございまして、16行目からは、まちなかの空間形成に係る官民連携の取組を支援する国土交通省の新たな施策を追加しているところでございます。

３ページを御覧いただければと思います。8行目から追記しているとこでございますが、公共施設等総合管理計画におけるPPP/PFIの記載状況を把握して公表していくということを新たに追加しているところでございます。

続きまして、25行目からは広域化集約化に関することを記述しているところでございまして、26行目から４ページにかけまして、こちらも広域化、バンドリング等のモデルケースを形成していくというようなことで記述を追加しているところでございます。

続きまして、５ページに進んでいただければと思いますが、２つ目の柱でございます地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援ということでございまして、前回委員会でお示ししました能力、取組、意欲の向上というのと、実施上

の課題解決支援というのを併せ持った内容として整理しているところでございます。

８行目以降ですが、優先検討規程の査定、運用促進といったことなど、優先検討規程に関することを引き続き推進していくことを記述しているところでございます。

６ページに進んでいただきまして、交付金等におけます導入検討の要件化、これも着実に進めるという観点で、検討中の分野につきましては、５年以内に結論を得ることということを追記しているところでございます。

10行目以降ですが、導入検討の財政支援について、引き続き位置づけているところでございます。導入可能性調査、これまで述べさせていただきましたモデル形成といったような取組とも連携していくことが必要と考えているところでございます。

７ページはマニュアル等の整理・周知といったことで、負担軽減を図っていければということで記述しているところでございますが、優先検討規程の手引につきましては、現在、事業推進部会で改定に向けた議論を進めていただいているところでございまして、その普及促進ということを掲げているところでございます。

また、６行目からでございますが、PFI事業の導入の手引というのは平成15年に策定されておりますけれども、取組の裾野を広げる観点から負担軽減に資する改定を検討してまいりたいと考えてございます。

10行目からでございますが、国土交通省におきましてハンズオン支援を行っているところです。そこで得られた知見を取りまとめたものの周知を図っていくというようなことを記述しているところでございます。

24行目からでございますが、専門家派遣等に関しての記述をしているところでございます。今年度から開始しました行政実務専門家も含めた記述といたしまして整理いたしまして、８ページに進んでいただきまして、２行目のところになりますが、現在、年間約50件程度の派遣となってございますが、これを100件の派遣に向けてしっかり周知等に取り組んでいくというようなことを考えているところでございます。

また、13行目からでございますが、機運醸成に向けた取組ということで、地域の実情に応じたトップセールスの進め方ですとか、PFI機構の活用といったことについて追記をさせていただいているところでございます。

また、23行目からでございますが、これも計画部会で２月の終わりで議論をしていただいているのですけれども、多様な効果の整備というようなことについて、しっかり活用しながら、分かりやすい説明ツールの開発ということを掲げているところでございます。

続きまして、９ページに進んでいただきますと、機運醸成というところで４行目から追記しているとこでございますが、優良事例の表彰制度の創設ということを新たに掲げているところでございます。

17行目からでございますが、民間企業、金融機関の人材確保というところで、PFI機構の取組といたしまして、地銀等へのノウハウ移転のために、出向者の受け入れや研修等の記述を強化しているところでございます。

10ページに進んでいただきまして、４行目からは民間提案の積極的な活用という項目でございますけれども、自治体における統一的な窓口の設置促進といったような取組を記述しているところでございます。

また、24行目からは地域プラットフォームに関しての記述でございまして、これまでの施策に横断的に関わるということで章立てを独立させて記述しているところでございます。

26行目からでございますけれども、地域プラットフォームが先日の委員会でも御指摘をいただいたところでございますが、東日本を中心に空白域も多いところでございまして、国の出先機関やPFI機構が積極的に参加することなどで機能強化を行いまして、全都道府県への展開を図るといったことが11ページになりますが、１行目、２行目に記述しているところでございます。

続きまして、11ページの11行目のところからでございます。地域プラットフォームの運用マニュアルでございますが、これを改訂していく、内容の充実を図っていくということを追記しているところでございます。

続きまして、26行目からでございますが、３つ目の柱といたしまして、取組基盤の充実ということで記述しております。

12ページは、PPP/PFIに関する情報の共有、見える化の強化や、PPP/PFI促進に役立つオープンデータの有効活用といったことを記述しているところでございます。また、制度的な課題への対応も含む項目ということで考えて記述してございます。

13行目からが、まず、情報に関する記述でございますが、15行目には内閣府における情報の一元化、動画も活用したウェブサイトの充実、様々な情報の参照しやすさへの留意といったことを掲げているところでございます。

また、18行目からは多様な効果ということで、まずは事例の収集、整理を行いまして発信をしていく、取組意欲の向上や適切な事業評価に資する分析手法の検討を行いたいと考えているところでございます。

21行目からはPFI機構に関してでございますけれども、同様に情報発信を強化するというようなことを記述しているところでございます。

26行目からは制度改善に関する項目でございまして、13ページに進みまして１行目のところからでございますが、規制改革に関する取組としっかり連携して運用改善等に取り組んでいきたいということを追記しているところでございます。

14ページを御覧いただければと思います。16行目からは４つ目の柱になりますPFI機構の活用を掲げているところでございます。PFI機構には、これまでの３つの柱に横断的に関わっていただこうというところで、取組強化を図るというところで別個項目立てして、このような形でまとめているところでございます。

15ページに進んでいただきまして、具体的な取組ということで、これまで記述してきましたモデル形成の支援ですとか、地域プラットフォームへの関与、地銀の人材確保、情報発信などを再度記述する形で整理しているところでございます。

また、13行目以降、16ページにわたりますが、研修の実施ですとか、情報の発信、コンサルティング等、これまでの記述を再掲する形で記述している構成になってございます。

こういった推進施策に関しまして計画部会で御議論いただいているところでございますが、全体的に必要な施策が追加されていまして、大筋ではこういった形でいいのではないかという御意見をいただいているところでございますけれども、例えば新たに掲げた表彰制度の創設につきましては、表彰の対象がプロジェクトだけではなくて、体制ですとか、取組姿勢を取り上げるとかということに関して御意見を複数いただいているところでございますし、また、PFI機構については、より一層の活躍に期待するというような御意見を複数いただいているところでございました。

続きまして、資料２－３に進ませていただきます。目標に関しての資料になってございまして、１ページでございますが、平成28年に整理していただいておりますPPP/PFIの３要件を踏襲する形で記述をしているところでございます。

また、20行目からでございますが、類型ごとの考え方ということで、こちらも現行のアクションプランの記述を引用する形で２～３ページで記述しているところでございます。

１か所、３ページで類型Ⅳのタイトルでございますけれども、従来、その他のPPP/PFI事業と記述してきたところでございますが、インフラの維持管理にPPP/PFIの活用を後で行うといったことでは重要な類型でございますので、サービス購入型などのPPP/PFI事業というタイトルにしているところでございます。PFIは独立採算とか収益事業というイメージも一般には根強く感じるところでございまして、自治体、事業者等、この類型Ⅳについてもしっかり御認識いただいて取組を進めていただきたいと考えているところでございます。

また、最後の４ページのところは目標、それから、重点分野と目標というところでございますけれども、現在、これは関係方面と調整中ということで、このような形にしているところでございます。

最後に資料２－４を御覧いただければと思います。PDCAサイクルについての記述をしているところで、１ページの６行目のところからは、従来のアクションプランの記述でございますが、毎年推進施策等のフォローアップを行い、必要に応じた見直しをしていくということを記述してございます。

また、11行目からが追加になっているところでございますけれども、資料２－１で言及いたしました自律的な展開基盤の早期形成に向けた重点実行期間における事業規模の目標の中間評価を行い、必要な見直しを検討するといったことを記述しているところでございます。

これも計画部会におきましては、アウトカムベースでの目標の設定ですとか、評価を考えていくべきといったことについての御意見を複数いただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○飯島委員長　それでは、質疑に移りますが、本日は計画部会長である柳川委員が御都合

により途中退席をされますので、冒頭でコメントをお願いします。なお、柳川委員におかれましては任期満了を迎えられるため、今回が最後の委員会となられます。委員会全体についてもコメントをいただけましたらと思います。よろしくお願いいたします。

○柳川委員　柳川でございます。個人的な理由でちょっと途中退席させていただきますので申し訳ございません、先にコメントさせていただきます。

まずは計画部会長として、今、計画部会での取組を御報告いただきましたけれども、計画部会の皆様にかなり精力的に御議論いただきまして、こういう形でまとまってまいりました。計画部会の御議論に参加してくださった皆様、あるいは計画部会での取組にしっかり向き合ってくださった事務局の皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

もう内容的には今御報告いただいたとおりのところでございまして、計画部会のほうでしっかり議論がされていますので、部会長としては改めて何か追加で申し上げることはないのですけれども、アクションプランは非常に重要な役割を担っていると思います。現政権下においても、かなりこのPPP/PFIが注目をされていて、その取組に期待がかかっている部分も大きいと認識しています。その中では、具体的に何をどう動かしていくかというところでは、このアクションプランの役割はとても大きいものがあって、そこに具体的なことがしっかり書かれてきたというのはとても意義があることだと思っています。

ただ、まだ今日の御報告でもＰになっている部分であるとかいうものがかなり残っている状況でございます。関係各省庁の方におかれましては、具体的なアクションを起こしていこうとすると、様々なところになかなか変えにくい課題であったり、あるいは難しい問題があることは十分認識しておりますけれども、やはりこういうことをしっかり改革していってこそ、しっかりとした推進がなされるということだと思いますので、ぜひＰになっている部分を積極的によい形でまとめていただければということが、部会長としてのお願いでございます。

それで、今、委員長のほうからお話しいただきましたように、私は10年ということになるようでございまして、今日が最後ということでございますので、その点についても少し簡単にお話をさせていただきます。

もう10年もたったのかというのが率直な認識でございますけれども、この間、PPP/PFIに関して多くの方の認識も深まって、様々な形で推進されてきたのは、とてもありがたいことだなと思っております。

ただ、その一方、まだまだ今日の計画部会の話でもあったように、これからもっと推進をしていく、もっと活動を広げていく必要があることも多々あるのだろうと思っています。多少アクションプランであるとか、先ほどの計画部会の取りまとめとも関係するのですけれども、一つはやはり人材の部分です。人材をどれだけしっかりとしたこの分野を分かっているような人材を、特に自治体レベルで育てていくにはどうしたらいいのか、あるいはいい形で人材が回っていくような形にするにはどうしたらいいのかということ。

それから、これもずっと言われていることですけれども、なかなか手続が煩雑だと言わ

れることも多いので、どれだけ簡素化した形での手続が可能にできるのかということ。

それから、３番目は、伝統的なPPP/PFIの取組だけではなくて、より幅広い範囲での官民連携が全体的に世の中では必要とされてきている中では、取組対象をどこまで広げられるのか、この辺りはこれからますます重要になってくる分野かなと思っております。

冒頭で申し上げましたように、世間においては、あるいは世の中全体においては新しい官民連携の形に大きな期待が集まっている状況でございますので、この推進委員会のほうで、ぜひそういう方向性をしっかりと進めていただければと思います。

10年の長きにわたって大変お世話になりましてありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。以上でございます。

○飯島委員長　どうもありがとうございました。

では、委員の皆様から御意見・御質問をお願いします。50音順に行きたいと思うのですけれども、上村多恵子委員は一番最後にコメントをお願いしたいと思います。

それでは、こちらから指名させていただきます。

まず、上村敏之委員、お願いいたします。

○上村敏之委員　関西学院の上村です。たたき台の作成、ありがとうございました。事前に拝見して勉強させていただきました。

推進に当たっての考え方についてですけれども、特に異論はありません。ですが、参考までにという形で意見をさせてもらいます。

少し気になったのは、私たちが考えるPPP/PFIが浸透したあるべき社会の状態というのがどういうものなのかということの共有が、今一度必要なのではないかと思いました。このたたき台、推進に当たっての考え方は５ページあるのですけれども、５ページの中に繰り返し同じ表現が２ページ、４ページ、５ページの３か所に入っています。具体的には、PPP/PFI事業の実施が次の事業の実施につながる好循環、という表現になっています。この表現のイメージこそが、実は最終的に求めるあるべき姿、なりたい姿、to beなのかと思っています。このto beのイメージを、PFIに関わる人たちにどこまで共有できるのかというところが、勝負なのではないかなと思いました。

さらに言うと、そのイメージをちゃんと分かるように提供できるのかどうかというところが、とても工夫のしどころかと思います。

好循環とあるわけですので、単発のPPP/PFIで終わるべきでないと考えていることになります。まだPPP/PFIを経験していない自治体に経験させることに重きを置くのか、それとも、既に経験した自治体に好循環につながるようなPPP/PFIを目指させるのか、またはその両面戦略でいくのかということだと思います。

私の印象では、PPP/PFIの事業が次の好循環を生むという話と推進に当たっての考え方にはあるのですが、推進施策にある施策は未経験のところに経験させようというところが重要だというように読めます。ということは、経験してない自治体に経験させるのも大事なのですけれども、経験した自治体にさらに経験していただくという好循環のところにつ

いてどのように考えるのか。幾つかの好循環が生まれている成功事例をつくっていくということも横展開の方法としては効率的かもしれません。要は自治体の横並び意識を利用すると、幾つかのとんがった事例をつくっていくことが大切なように思いました。

ここでまた最初の問題意識に戻るのですけれども、このPPP/PFIによる好循環とは、一体どういうものなのか。そのメカニズムはどうやって生じるか、そういう地域はどこにあるのかというところの観点から考えていくことも重要かなと思います。何か好循環の状況について、例えばポンチ絵のようなものを提供するとか、うまく好事例を発信できないのかなと思ったりします。

結局のところ、これは何度も言っていますけれども、PPP/PFIは手段であって目的ではないので、手段は地域活性化だと思いますので、その活性化している様子をいかに見せるかが重要と思います。

次に、PPP/PFIの推進施策のたたき台についての内容についてですけれども、こちらも異論はありません。ただし参考までにということで聞いていただきたいと思います。

優先的検討規程に基づく事業検討も実施した団体数の数値目標があって、令和６年に334団体にするということなのですけれども、こういった管理は非常に重要と思います。

ただ、検討を実施した団体数になっているので、実際の事業数ではないところが気になっています。つまり検討しても実施に至らない割合というのはどれだけなのかというところです。そこは一種のボトルネックがあると思います。検討を実施したということで、表向きに検討したことにしてしまうというような意思表示をするだけということでもカウントされてしまうことがあると、これはあまりよろしくないということなので、検討して、それを実施につなげる割合をどう高めるかということが重要と思いました。

専門的人材の派遣数についても、年間100件ということで数値目標が入っていますけれども、こちらもやはり最終的な結果、アウトカムがどのような割合になったのかということをきっちり把握していくことが重要だと思います。

あとは、先ほど好循環の話をしましたけれども、やはりウェブサイトで好事例を紹介するのは不可欠だと思いますが、例えばうまくいっている地域の事例、現場をツアーか何かで紹介していくようなことも、今だとコロナでちょっと難しいかもしれませんが、そういうような現場の紹介というのも工夫できるかもしれません。

あと、優良事例を選定して国が表彰する制度のことなのですけれども、これは非常にいいと思います。ぜひとも進めてもらいたいと思います。私からのアイデアですけれども、都道府県単位で表彰制度をつくってもらってもいいかもしれません。都道府県に国に推薦してもらって、その中から国が選ぶという形もあり得るかもしれません。というのは、多くの自治体を巻き込む形がいいのかなと思いますし、あと、都道府県に関心を持ってもらうということと、いい意味で地域間競争を起こしていくということは重要かなと思います。地域プラットフォームの全国的な展開についても、これは前回、私が委員会で申し上げたとおり西高東低になっていますので、東京都はもっと努力できると申し上げました。なの

で、こちらについても非常に推進をしないといけないと思います。

全体的な印象ですけれども、PPP/PFIを検討するための仕組みを自治体に導入してもらうための仕掛けづくりということになっていますが、それが自治体の職員の事務負担を極端に増やすことがないように配慮しないといけないと思います。あまり事務負担が増えて、PPP/PFIそのものに嫌悪感が出ないような形にしないといけないと思います。この点、ICT化がうまくできればいいなと思います。

以上、コメントです。

最後は質問です。行政事業レビューにおいても当該改善を含めての文言が、たしか推進施策の13ページのほうにあったのですけれども、これはどういう取組になるのかなと思っています。私は行政事業レビューの有識者であって、国の行政改革はもう10年ほどやっているのですけれども、PFIについても何回かレビューで取り上げたことあります。

ただ、大きなテーマでレビューをしたことあるのですけれども、個別事例についてレビューは今までやっていません。この13ページには個別事業のレビューを行うと書かれていますので、これは内閣官房とも連携した取組になると思いますけれども、これは個別のレビューをやるというような形になるのでしょうか。こちらのレビューで私はやればいいと思うのです。レビューは公開されていますので、これは単にあら探しをするという話ではなくて、好事例を紹介するようなポジティブなレビューであってもいいかなと思います。

以上です。他の資料については特にコメントはしません。

○飯島委員長　ありがとうございました。

質問については、最後に取りまとめてお答えさせていただきます。

続きまして、北詰委員、お願いいたします。

○北詰委員　私のほうからは３つほど申し上げたいと思います。まずは非常に丁寧に資料をまとめていただきましてありがとうございます。また、計画部会で非常に活発な議論がされて反映されているということが伺い知ることができて、その議論及び努力に敬意を表したいと思います。

３点、質問というかコメントに近いのですけれども、まず１点目は資料２－２の例えばデジタル技術とか、カーボンニュートラルなど新しい分野に入っていくというような記述があったかと思います。これを進めていく中で、場合によっては、これまでPPP/PFIの経験の少ない企業が参入をしてくるということが予想され、ネガティブに言いますと、戸惑いがたくさんあるだろうと思いますし、ポジティブに申し上げれば、そういった企業からすばらしいブレイクスルーが期待できることになるだろうと思います。

ただ、こういった分野に入っていくときに、やはりかなり上流のところからアイデアを盛り込む余地を持っておかないと、せっかくのメリットが生かされない点があるのかなと思います。デジタル技術などもある程度仕様なり何なり、PFIとはいえどもある程度決まっているところに入れていくよりも、かなり上流のところから入っていくだけでもかなり大きな効果が期待できる。ましてやカーボンニュートラル、SDGsのようなものについては、

かなり上流からそれを意識した形で進めていく必要があり、自治体さんであるとか、発注者側の政策企画の段階である程度入っていく必要がある。この辺をどう考えていくかというのが重要になるかなと思います。

２点目は、これまでも議論があったのですが、改めて申し上げますけれども、広域化、バンドリングについてです。これはPFIのためにやるのか、もともとの施設のためにやるのか、もっと言えば、公共施設やインフラの本来の役割として広域化とかバンドリングが必要で、それが先にあってPFIを導入するのか、あるいはPFIがきっかけとなって公共施設の広域化、バンドリングが行われるのかというところは、ちゃんと整理しておく必要があるだろうと思います。

もちろん意欲的に考えれば、PFIがきっかけとなってそういったものが進むというのがいいと思うのですが、現実の世界において、それはかなり難しい部分がある。それぞれの自治体さんや国などが持っている広域化だとかバンドリングの戦略みたいなものが必要に迫られてあるというようなところのほうが実態に近いと思いますので、その辺の因果関係といいますか、エンジンがどっちになるのかという辺りはうまく整理をされた形で進めないと、かえってデメリットが大きくなるのではないかと懸念しています。

３点目、機構さんが地銀へ派遣するという件についてですけれども、地銀さんは地銀さんで極めてすばらしいノウハウをお持ちです。例えば地元の事業者さんと丁寧なつき合い方をされて、そこで新しい関係性を導き出すというノウハウをお持ちです。

金融機関といえば、どちらかというとモニタリングとかリスクに関する監視みたいな役割が主になってくるのですけれども、地銀さんがこういった形で入っていくことによって、金融機関も併せて一緒になって地元のインフラや公共施設を活性化していくという、そういったノウハウもあるので、機構さんがもちろん地銀さんに人材育成という形で行くのは構わないのですけれども、地銀さんのほうからいただけるアイデアとか、吸い上げることができる情報、ノウハウみたいなものもあるのではないかなと思いますので、一対一の双方向で同じにはならないと思いますけれども、必ずしも10対０の情報共有ではないだろうと思っていますので、そういった辺りも意識されてはどうかと思います。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございました。

続きまして、谷口委員、お願いします。

○谷口委員　御説明どうもありがとうございました。私からは特に強い意見というのは全くなくて、会を重ねるごとに、本当にだんだん充実してきたなというのが実感です。

一つだけ伺いたいというかお願いしたいのが、先ほど上村委員もおっしゃっていたのですけれども、優良事例の表彰制度について、これはすばらしいエンカレッジするよい方法だと思いました。裾野を広げるためには、まずはPFIとかPPPを未経験の自治体さんに組み込んでいただくハードルを下げるという方法と、もう一つは、事例のある自治体さんにさらなる事例を積み重ねていただくみたいな多分二通りあると思うのですけれども、表彰制

度は後者のほうの１回足を踏み入れた方々にもっと頑張ってねというために非常に有効になるのではないかと思います。

これからの検討事項なのかもしれないのですけれども、どういう観点で優劣を評価するか、優劣というか評価するのかということを決まっている範囲で伺いたいと思っております。規模が小さくても、例えばB/CのＢがさほど大きくなくても、金銭的なＢはそんなに大きくなくても、地域の活性化とか、人々に下の幸せにつながっているとか、これはいいアイデアだねといったような事例もぜひ取り上げていただければと思います。

先ほど上村委員がおっしゃっていた都道府県単位というのもすごくいいアイデアだなと思って伺っておりました。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございました。

それでは、山口委員、お願いいたします

○山口委員　青山学院大学の山口です。御説明ありがとうございました。私は計画部会の委員でもありますので、計画部会で申し上げたことと重複しますけれども、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

今ほど御説明いただいた内容、大枠については御提示いただいたとおりでよろしいのではないかなと思っています。細かい点なのですけれども、いずれも資料２－２です。

まず１点目は、広域化、集約化等に向けた支援等のところで、①のところで庁内での意思決定段階、プロジェクト推進段階、あるいは地元関係者との合意形成の段階等に踏み込んでの成功要因の分析を行いとあるのですけれども、やはり広域化、集約化といった場合には、単一の自治体のみで広域化というのは当然行えないわけで、集約化、バンドリングに関しても複数の自治体が共同で実施するケースも多くなってくる。特に基本的な方向性として小規模自治体に対象を広げていくといった場合に、小規模自治体においてはやはり複数の自治体でこういった集約化を図っていくケースが増えてくると思うのです。そうすると、単純に庁内での意思決定だけではなくて、やはり自治体間の合意形成というのは非常に重要になってきますので、そこについての成功要因の分析もきちんと行っていく必要があるのではないかな。その辺りをまず入れていただく必要があるかなと思っています。

２点目が､先ほどから御意見･御質問等が出ていた優良事例のところなのですけれども、８ページです。優良事例を選定し、国が表彰する制度を創設するということで、多分それぞれの委員の先生方が優良事例というのはどのように選定するのかというイメージがかなり違う部分もあるのかなと思っています。

私自身は、資料２－１で整理した推進の方向性に従った形でテーマ設定をして、優良事例を選定していくのかなというイメージがあったのです。例えば広域化がうまくいっている､広域化をしながらPPP/PFIを活用してうまくいっている事例であるとか､バンドリングでうまくいっているとか、あるいはカーボンニュートラルに資する事業をPPP/PFIで実施してといったテーマを年度ごとで設定して、優良事例を選定していくのかなとイメージは

していたのですけれども、いずれにせよ、選定するに当たっては、やはり一生懸命取り組んだ自治体による取組の成果を適切に評価していただくという観点が重要ですので、審査基準と審査主体、透明性と客観性はできるだけ確保していただく必要があるのではないかと思います。これが２点目です。

３点目がその前のページの８ページ、説明ツールです。地方議会等の機運醸成に向けた情報提供等で説明ツールを開発するとあるのですけれども、それに加えて今度は12ページのほうになると、情報活用機会の充実というところで適切な事業評価の実施に資する分析手法の検討を行うという文言があって、その説明ツールと適切な事業評価のための分析手法がどう違うのかがちょっと分かりにくいということで、あまりいろいろな仕掛けをたくさん設定しすぎて、結果的に先ほど上村委員も御指摘されていましたけれども、自治体の負担が過度に増えてしまうようなことがあっては、やはり本末転倒だと思いますので、その辺りを少し整理していただいて、どういう形でPPP/PFIの効果を多くの方々に理解してもらうのか、そこの整理をしていただけたらなと思います。

私からは以上です。

○飯島委員長　ありがとうございます。

それでは、上村多恵子委員、お願いします。

○上村多恵子委員　上村でございます。今日は遅れて入りましたので、最初の御説明は少ししか聞けないところがございまして、申し訳ございませんでした。

確かにこの10年、PPP/PFIを推進してきまして、10年たって本当にPPP/PFIという言葉が結構浸透してきたことを非常に感慨深いと思っております。そして、たくさんの事例も出てまいりました。うまくいっている例もたくさん出てきましたし、また新たな課題、コンセッションなどはコロナの影響を受けて今非常に苦労しているところもあることも事実でございますし、そこはしっかり直視して、これから進めていかなければならない課題だと思っております。

もともとこのPPP/PFIは成長戦略と財政規律と両方並び立つ、なるべく公的な負担を少なくして、しかし、その時代時代にふさわしい色々なプロジェクトをつくっていくことが大きな目的であったと思うのですけれども、10年たってみて、私自身がそこまで思っていなかったのが、地方がPPP/PFIの手段をもってかなり活性化してきた、そして、人材が育ってきた、地域のプラットフォームもできるようになって、何より今地銀をはじめ、信用組合とか信用金庫とか、そういうところにまでこの言葉が浸透してきて、そして、民間企業や市民団体、当然地方の行政、そういうところを取りまとめていく、組成していく人材ができてきた元気に活性化されたというのは非常によかったことではないかと思っております。

ただ、今度のアクションプランを見ておりますと、この第２ラウンド、第３ラウンドで次なる推進施策の中にぜひもうちょっと盛り込んでもらえたらなと思うところは、何度も言っているのですが、財政規律、オフバランスの見える化というところです。

PPP/PFIをすることによってどれだけ負担が減少され、そして、それがどのように地方の財政のオフバランスにつながったのか、国のバランスシートの中のオフバランスにつながっていったのか、きっちり計算することは難しいのかもしれませんけれども、バリュー・フォー・マネーが出ておりますが、今のバリュー・フォー・マネーが財務指標にまでは連携しておりません。個別のプロジェクトの中ではバリュー・フォー・マネーを出して、そして、どれぐらいの価値があるのかというのは数値では出しておりますけれども、やはりそれが本当の意味で財政規律につながったという実績を示すというのが一番納得する数値ではないかと思うのです。

このことによって財政の負担が少なくなった。これはやはり国民や市民に分かってもらわなくてはいけないのです。これをやることによって公的負担がこれだけ減ったのですよということが、そういう意味では、やはり国民や市民にいかに効果を納得させ、そして、これを支持してもらう。

次に２番目は、地方であれば首長、市長さん、知事さんのPPP/PFIへのやる気ですよね。それは選挙で選ばれる政治家なわけですから、そこへつながっているのだと思います。やはりこういうことで少しでも地方財政に寄与していくというような、かつ地方の活性化につながっていく、そういうことを推進していく首長なり、あるいは国会議員、県会議員、市会議員、町会議員が選挙においてもしっかり選ぶこと、そして、それが市民や県民や国民の支持を得ていくという、それ自体を好循環にすること、この政策を推進していくための循環を生んでいくのであると思います。

ですから、褒賞制度も賛成なのですけれども、褒賞制度の中にはバリュー・フォー・マネーで財務に貢献したということだけではなく、目に見えない先ほどおっしゃった地域の活性化とか、人材育成とか、そういう見えないところも当然褒賞対象にもしていただきたいとは思いますけれども、実際に目に見える形での数字はしっかりお話をして、その上で褒賞するべきところを選んで、褒賞する好循環のところも幾つかのパターンはあると思いますけれども、それを選んでいって頂きたい。

それから、やはりこの中でうまくいかなかった事例もしっかり課題として考えておくべきで、今後のコンセッションにおけるいろいろなリスク分担のスペックの出し方だとか、そういうものに関しては、やはり全部のリスクをどう分担していくのかというのは想定しきれないこともたくさんありますし、コロナのように、空港などの例でいきますと、ここまで止まってしまうようなことは想定しきれなかったところもたくさんございますけれども、しかし、今後の課題としては整理しておく必要があると思います。

最後に、このアクションプランの中にデジタル田園都市構想の推進と絡めていく、あるいはこれからのカーボンニュートラルのところと一緒に推進していくというようなことも取り上げておりますが、そのこと自体はとても賛成で、未来のためにそういう方向に進んでいくというのは賛成なのですけれども、どうすればデジタル田園都市構想や脱炭素の実現に向けてのところと、このPPP/PFIが一つの手段として貢献できていくかなというのは、

私も答えを持っているわけではございませんけれども、みんなで知恵の出しどころだと思いますので、部会でのさらなるテーマにもしていただきたいなと思います。

それから、前から課題にもなっていました金融面でのSPCの株式の流動化とか、そういった措置の第２弾、第３弾における、このPPP/PFIのコンセッションのステージとしては、こういった一つの流動性の粒度なども今後の課題を見ながらやっていくべきではないかなと思っております。

以上でございます。

○飯島委員長　ありがとうございました。

最後に私からも意見を述べさせていただきます。今回、PPP/PFI推進に当たっての考え方を新たに整理されたとのことですが、これ迄の議論や委員の皆様の御意見をよく反映されているのではないかと思っております。

地域プラットフォームを中心とした地域における活用拡大、バンドリングや広域化の検討を含む活用対象の拡大、並びに民間が活動しやすい規制改革、行政改革も視野に入れた民間による創意工夫の最大化、PFI推進機構を積極的に活用した地域主体と人材の確保、PPP/PFIが自律的に展開する好循環をつくるための基盤形成と、いずれも納得感のある方向性が打ち出されているのではないかと思っております。

それでは、これまでの御意見・御質問について、事務局から回答を簡潔にお願いいたします。よろしくお願いします。

○福永参事官　皆様、貴重な御意見をありがとうございます。今日の御意見を踏まえてしっかりとまた検討を深めたいと思いますで、

全体をお答えできるかというのがありますが、幾つかいただいた御意見のうち、まず、表彰の関係で幾つか御意見いただいたと思います。まだこれから本当に制度も詰めなくてはいけないと思っておりますし、御存じのとおりPPP/PFIはあくまで手段でございますので、いろいろなものを対象にしておるということもございます。

本日も前回の計画部会でも御意見をいただきましたが、やはり一つの絞った表彰ではなくて、何がすばらしいものを表彰するかというしっかりとテーマを設定していくことと、どういった基準でやっていくという点、また、どうやって対象を募っていくかということがキーかなと思いますので、委員の皆様の御知見もいただきつつ、多分私どもだけではなくて、そうしたことにより詳しいほかの団体ともうまく連携しながらということも大事だと思いますので、そういったことも踏まえながら表彰制度を組み立てていきたいと思っております。

また、表彰制度とも関係いたします情報発信の点につきましても、これはPPP/PFIに取り組んでいただきたいという方に向けて発信する情報というものと、PPP/PFIがしっかり行われたかということを確認する情報というのは、また少し性質が違うのかなということもこれまでの部会でも御議論がございましたので、誰に向けて伝える情報、何の情報が必要かということを上村委員からも御指摘ございましたバランスシートの効果とかも含めて、

より分かりやすく、誰に向けて何を発信すべきかということを考えながら情報をしっかりと集めていくことが大事だと思っています。

また一方で、その際、上村敏之委員からございましたように、あまり自治体に負担のかからない形で、いかにそうしたものを集めていくかということのやり方も工夫しなくてはいけないかなと思っているところでございます。

また、PPP/PFIを浸透させる上での最終的なゴールとしての好循環ということも含めて、どうイメージを持っていいかということ、これは非常に大事な御指摘でございまして、また我々もPPP/PFIが回っていくというのは、国の支援施策というところだけではなくて、より土壌といいますか、そうした形でPPP/PFIをやることによって、民間と行政の関係、パートナーシップが変わっていく、そういった中で、それぞれの地域で施策が展開されていく姿かなと漠然と思っておりますが、そういったイメージを共有できるやり方ということも考えていきたいと思ってございます。

そのほか、行政事業レビューの関係につきましては、あまり個々の一つ一つの事業についての詳細なレビューとかまでイメージしていないところなのですが、ここは表現ぶりも含めてもう少し内閣官房のほうともしっかり調整させていただきたいと思ってございます。

全部お答えできない部分もあるかと思いますが、本日いただき御意見も踏まえまして、これから最終版としてしっかり取りまとめていきたいと思います。ありがとうございます。

○飯島委員長　よろしければ、質疑応答はここまでにさせていただければと思います。

委員の皆様の御意見を踏まえて、計画部会において今後検討を進めていただきたいと思います。

続いて、議事３、キャッシュフローを生み出しにくいインフラにおけるPPP/PFIの導入推進施策について、事務局より説明をお願いします。

○庄司企画官　それでは、資料３－１で説明させていただきたいと思います。資料３－２のほうで具体的な記述をしているところでございますが、その骨子を３－１で整理しているところでございます。

キャッシュフローを生み出しにくいインフラにおけるPPP/PFIの導入推進施策ということで、現在のアクションプランでは、インフラの老朽化等を踏まえまして、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路や学校等の公共建築物）についても積極的にPPP/PFIを導入していく必要がある。このためキャッシュフロー生み出しにくいインフラ分野においても公共サービスの質の維持に十分な配慮を行いつつ、包括的民間委託や指標連動方式を含むPPP/PFIの導入を推進するため、海外事例を参考にしつつモデル事業実施などの財政的支援及びガイドラインや事例集の策定などの導入支援を行うといったことが書かれてございまして、今般、指標連動方式の基本的な考え方を整理しているところでございます。

この骨子のところでございますが、７点で構成してございまして、前書き、指標連動方式の基本的な考え方というところで、いわゆる性能発注を前提といたしまして、管理者が求めるサービス水準について指標を設定しまして、公共サービスの確実な実施と質の向上

の両方を図っていくということで整理しているところでございます。

また、真ん中ほどの検討プロセス、指標設定、サービス対価の支払いメカニズム、モニタリングというところで、サービス対価が指標とその達成状況によって決定されることから、それぞれの項目における基本的な考え方、留意点を整理してございます。

また、７番目のところは契約延長や次期事業等、サービス対価以外の指標の活用についても記載しているところでございます。

次のページでございますが、モニタリングガイドラインに関連する記述がありますのでその関係を整理してございまして、モニタリングガイドラインにございますサービスレベルに応じ、対価の支払額を決定する考え方もあるという記述の明確化ということで、この基本的な考え方が当たるものと整理しているところでございます。

計画部会におきましては、この指標連動方式の考え方につきまして、国内で具体的な事例をつくっていくことが大事で、国が主導していくべきといったような御指摘ですとか、指標連動方式がサービス対価の減額の仕組みとして捉えられ、事業者の参画インセンティブを損なわせないかと、一方で、海外の事例では必ずしもそういうことではなくて、官民のプロフィットシェアの仕組みであるなどのいろいろな議論をいただいているところでございます。部会では多くの意見をいただいているとこでございまして、これを踏まえまして反映しながら、具体的な事例の創出とか、改善に努めていければと考えているところでございます。

以上でございます。

○飯島委員長　それでは、ただいまの説明について御意見・御質問等がある方は挙手ボタンを押していただければ、こちらから順次御指名をさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

よろしければ、質疑応答はここまでにさせていただいて、次の議題に移らせていただきます。

続きまして、議事４、新型コロナウイルス感染症の影響について、事務局より説明をお願いいたします。

○庄司企画官　それでは、資料４を御覧いただきたいと思います。昨年も御報告させていただいているものでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響は引き続き続いているところでございまして、その影響把握ということで、自治体等のアンケートを行っているところの状況を整理してございます。

１ページを開いていただければと思いますが、この資料でございますが、アンケートの結果と幾つかの事例につきまして昨年同様ヒアリングを行いました。その結果、今後どういった対応が必要かということで、対応の方向性を整理するという形で取りまとめてございます。

まず、アンケートを行っておりまして、その結果を取りまとめておりまして、例年地方公共団体全団体にアンケート調査を行っておりまして、昨年の９月の末から調査を行って

いるところでございます。その回答をこちらの画面の下のほうに表示しているところでございますけれども、前回、令和２年９月までの状況を御報告しておりまして、それ以降というところで、PFI事業におきまして事業者と協議を実施した、もしくは実施予定の事業の件数ということで116件確認しているところでございまして、全体の中の約17％という状況でございました。内訳は下にお示ししているようなとおりでございます。

続きまして、３ページでございます。この影響があったという116事業につきまして、事業の分野や事業方式というところで整理をしているところでございます。数字が大きくなってございますのが、給食センターですとか複合施設とかでございますけれども、これは全体的にPFIの件数が多い分野でもございますので、特定の分野や事業方式に偏るとか、そういった特徴的な傾向はないかなと考えているところでございます。

続きまして、４ページは協議されている内容について整理しているところでございます。サービス購入型におきましては、金額の変更に関する協議が多くなってございますし、独立採算型におきましては事業期間の延長ということで検討されている例が多いという特徴がございました。

続きまして、５ページ以降でございますが、これも昨年同様なのですが、自治体の皆様の参考になるような事例をお示しできればということで、今回７件抽出して、その詳細を聞き取りして取りまとめているところでございます。まず、５ページのところでございますけれども、こちらは給食センターの事例でございまして、コロナ禍におきまして、工期延長に伴う増加費用や施設の休業による減収への対応の事例というところで、増加費用につきましては契約変更を行い利用キャンセルによる還付につきましては覚書を締結した上で、管理者が負担するというような対応を取ったというような状況でございました。

続きまして、６ページでございますが、こちらは管理者の指示に基づいて生じた休業による収益減への対応という事例でございまして、不可抗力に関するリスクは双方が負担するということが契約条項上で定められているところでございますが、当該施設ですけれども、指定管理からコンセッション方式に移行する直前にコロナの影響が出始めているというような状況でございまして、当該自治体のほかの指定管理施設と同様、官側が負担する形で事業者に補償金を支払うというような対応を取ったとことがヒアリングで確認されたというところを整理しているとこでございます。

続きまして、７ページでございます。３つ目の事例でございますが、こちらは下水道施設で生じるガスを用いて発電する事業ということでございまして、コロナ禍以降、汚泥の量が減少しまして、ガスが十分に事業者に供給できずに発電量が計画に到達しない状況というのが発生しているというものでございます。汚泥の量の減少ですとか、ガスの減少というのがコロナ禍に起因するかどうか分からないところもございますけれども、両者協議の結果ということで、事業者の責任によるものではないという整理をして、契約変更等の措置は取らなかったというようなことでございました。

続きまして、８ページでございます。４つ目の事例でございますが、給食センターで建

設期間の延長、休校期間のサービス対価の扱いについて協議した例でございます。コロナ禍での工期延長は不可抗力ということで、一般的な分担で双方負担するということで真ん中ほどに記載していますような100分の１までを負担し、それを超える額は管理者負担というような措置を取っているところでございます。また、休校期間中の提供給食数の減少につきましては、当初契約で定められているとおり、サービス対価の減額ということを対応したというような事例でございました。

続きまして、９ページでございます。こちらは公園の整備運営事業ということの中で、物価上昇への対応を協議した事例でございます。これも物価上昇の要因がコロナ禍によるものかどうかは必ずしもはっきりしないところもございますけれども、いずれにいたしましても契約において物価上昇への具体的な運用を規定してございました。この左の契約情報等の欄でございますけれども、これに基づきまして変更契約を行ったというようなものでございます。

10ページで事例の６つ目でございますが、BCPが協議の対象となった事例でございます。コロナ禍で業務従事者に感染者が発生しまして、施設の稼働停止が起こっているという状況でございます。ただ、事業者の感染対策については問題ないという判断をした上で、事業者の責任によるものではないと整理いたしまして、ペナルティーは科しておりませんけれども、コロナ禍に対応したBCPの策定を事業者に求めたというような措置を取っているということでございます。PFI事業におきまして業務継続体制の確保が重要であるということを改めて感じさせるところもあるかなと思っている事例でございます。

続きまして、11ページでございます。最後の事例でございますが、こちらは独立採算型の事業で工期の延期、それから、開園の後ろ倒しに伴い運営期間も後ろ倒しにしたというような事例でございます。コロナ禍でさらなる影響が見通せない部分もございますが、その部分につきましては基本的に運営期間を延長するということで対応しまして、独立採算という形を確保しようという方向で協議しているというようなことでございます。

続きまして、12ページでございます。以上を踏まえまして、コロナ関係で今年度把握された課題と対応方針を総括しているところでございます。昨年同様、官民での損害の分担、事業契約、要求水準等の変更について協議されておりまして、こちらは通知やガイドラインで示すことのできる事項にはちょっと限界があるかなと思ってございますけれども、協議の参考材料になるような事例等をホームページ等で紹介していくようなことを考えていきたいと思ってございます。

また、新たに把握された課題というところで、業務従事者の感染による業務停止や物価の上昇等が挙げられておりますけれども、こちらは整理検討を進めまして、必要に応じてガイドライン改正等の対応も検討していきたいと思ってございます。

こちらも計画部会で御議論いただいた部分でございますけれども、部会の中ではコロナを契機に改めて事業継続に向けた課題が浮き彫りになっている面もありまして、一般の公共発注よりも特に長期にわたる契約になるPFIが多い中で検討するべきことも多く、こう

した国による事例の情報収集とか、発信というのはより一層強化してほしいというような御意見をいただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○飯島委員長　それでは、ただいまの説明について御意見・御質問等がある方は挙手ボタンを押していただければ､順次御指名をさせていただきます｡よろしくお願いいたします。

上村多恵子委員、お願いいたします。

○上村多恵子委員　コロナでいろいろなPFIのプロジェクトを含めて影響を受けたわけですけれども、今御説明いただいた中に、先ほど申しましたコンセッションのところが入っていなかったと思いますので、コンセッションはコロナの影響をまさしく真正面から受けて、また、コロナだけではなくて昨今の災害などの影響も受けたところもあると思いますが、このところの影響について、いかがなのでしょうかということ。

もう一つ､民間事業にすることSPCをつくってやるのが良い一つの例としまして､損害保険に入れるのです。公的なところはそういった保険に入れない、保険料も費用が要るわけで高いわけですけれども、しかし、民間事業にすることによって損害保険にも加入できるところが非常に特筆すべきところだと思いますので、コロナ保険などは保険会社もなかったですが、これから準備、今考えておられるみたいですけれども、今後、コロナ、感染症だけではなく、いろいろな災害リスクなども出てくるときに、どこまでをどのように事業継続させていく、補填するのか、新たに予算を組むのか、あるいは期間延長でいくのか、いろいろなやり方があると思うのですけれども、どのような保険が可能なのかということもぜひ組み入れておいたらいいかと思います。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございます。ほかにはございませんでしょうか。

北詰委員、お願いいたします。

○北詰委員　簡潔に申し上げます。10ページのBCPの話ですけれども、私は以前申し上げたように、今回はもちろん不可抗力なのだけれども、次に同じことが起こったら、もう不可抗力ではないよということです。10ページのように今回は不可抗力で処理するけれども、条件としてBCPを充実させてくださいねという点をもう少し強く進めるようなやり方をするのがいいのかなというのが感想です。

一方で、リスクの影響の中のコロナ要因部分を分離することが今回難しくて、でも、何とか急いで対応しなくてはいけないから丸のみしましたみたいなイメージだと理解したのですけれども、発注者側も同様に、今度はコロナの要因部分ができるだけ分離できるような、分離できなくても何らかの形で事前に比率を合意しておくというような対応も経験として蓄積しておく必要があるのかなと思いました。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

それでは、私から最後に意見を述べさせていただきます。この調査結果を通じまして、コロナ禍の影響により、PPP/PFI事業者が工期延長、施設の休業、需要の乖離、サービス停止などの事態に直面したこと、そして、この難局に官民が連携して工夫して対応している様子がよく理解することができました。長引くコロナ禍の影響によるライフスタイルの変化や地政学要因によるサプライチェーンの分断や物価の上昇等に伴い、これまで想定しなかった形でコロナ禍がもたらすPPP/PFI事業者への影響が顕在化していくこともあろうかと思っております。

PPP/PFIの枠組みであったからこそ、コロナ禍で事業者だけが一方的に損失を被ることがなかったという事例や官民での損失分担、プロフィット・ロスシェアリングが機能したとの事例などは、今後のPPP/PFI推進のためのアピール材料として積極的に活用していくべきではないかと思っております。

政府には、PPP/PFI事業者を引き続き支援していただくとともに、本年度もコロナ関連の事業への悪影響については丁寧なフォローアップをお願いしたいと思います。

それでは、これまでの御意見・御質問等について、事務局から回答をお願いします。

○福永参事官　御意見ありがとうございます。

まず、コンセッションの関係でございます。今手元に資料はないのですが、コンセッションは特に空港が一番大きい影響が出ているかと思います。空港につきましては、国土交通省のほうでコンセッションの空港事業者の経営状況等も把握しつつ、無利子貸付といったようなことも含めた支援を行っているところでございます。

また、保険をどのように損害のリスク分担として使えるかというような点も、貴重な御指摘をありがとうございます。保険会社のほうもいろいろ御検討いただいているところもあろうと思いますし、また、我々もそういったところともさらに意見交換を深めていかなくてはいけないかなと思っております。

そのほか、コロナのリスク、今回は不可抗力でしたが、この先どのようにもともとの要因として位置づけるかということについても、これは恐らくコロナだけでなく、今後災害も含めそうですが、災害はこれまでも位置づけておりますが、どのようにやっていくか、また、部会のほうでも御意見がございましたら、そうしたリスクが変わっていく中で、一方で長期契約であるPPP/PFIというものの契約、条件変更をどのようにやれるかというところも含めた議論があると思いますので、引き続き実際の現場の状況も把握しつつ、それをどのように制度的なものを含めて対応が要るかということは検討を続けていきたいと思っております。

また、飯島委員長からも御指摘ございました、コロナで事業者と行政のリスク分担がされることによって、むしろ事業環境としてしっかりPPP/PFIが民間にとって使いやすい部分があるということのアピールも大事な視点かと思いますので、そういったこともこれからのPPP/PFIの発信の中でも生かしていきたいと思います。ありがとうございます。

○飯島委員長　よろしければ、質疑応答はここまでさせていただければと思います。

続きまして、議事５、小規模自治体へのPPP/PFI導入促進について、事務局より説明をお願いします。

○庄司企画官　それでは、資料５を御覧いただければと思います。事業推進部会での議論でございますけれども、小規模自治体へのPPP/PFI導入促進に重きを置きまして、優先的検討規程の策定、運用の手引の見直しということで、その方向性を御議論いただいているところでございます。

今お示ししているところでございますけれども、改定のスタンスということ下に書いてございまして、今回、いろいろ自治体の皆様にヒアリングを行っておりまして、そこで得られた工夫ですとか､課題への対応に向けてアイデアというのを反映していくということ。それから、手引の読みやすさですとか情報の充実を両立していくというところで、本文については絞り込んだ上で、別紙で情報の詳細なものを充実させていくというようなことを考えてつくっていこうというところでございます。

３ページを御覧いただければと思います。現在の手引の構成を示しておりまして、推進会議で決定しております多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針というものに沿いまして、その解説、記載例、参考事例などで構成しているところでございます。

４ページ以降でございますけれども、今回、改定のポイントとしまして５点取り上げまして、事業推進部会のほうで御議論いただいてきたところでございます。

１点目でございますが、こちらは優先検討の対象事業の捕捉やタイミングについてというところでございます。個別施設計画等の上流段階からPPP/PFIの検討を意識することで、庁内の意思統一の円滑化や、後の段階での検討の合理化、手続期間合理化などが期待できると考えてございます。

また、事後評価と連動しまして、次期事業の優先的検討を行うことも有効であるということを挙げているところでございます。

５ページでございますが、ヒアリング等で確認しましたポイントの参考にした規程の例ということでお示ししてございます。優先的検討を公共施設等の整備方針を検討する時期と定めてあったり、取りまとめ部局が事業の発案段階で事業を補足できるように協議をすることをルールとして定めている例がございました。部会の中では上流からの関与は有効でありますが、あまり上流すぎては具体的な議論が進まないこともあるということで、そこを留意しながら進めるべきというような御意見をいただいているところでございます。

６ページを御覧いただければと思います。２点目のポイントといたしまして、庁内体制の工夫を取り上げているところでございます。規程の策定や円滑な運用に際しましては、記載のような様々な部門の連携が重要と考えてございます。取りまとめ部門にノウハウが蓄積されて、各部門への支援体制が構築されていることで規程の運用が円滑にされている事例や、取りまとめ部門を設置されていなくても既存部門が役割を兼務するなど、団体の状況に応じた工夫がされているというところでございます。規程に庁内体制、各部門の役割を明記してはどうかと考えているところでございます。

７ページを御覧いただければと思いますが、こちらは各部局の役割が明記された推進体制が位置づけられた規程の例でございまして、こういう形でお示ししております。これも事業推進部会の中におきましては取りまとめ部門というのを具体的に例示したほうがいいのではないかという御指摘をいただき、例えばということで行革に関する部門ですとか、公共施設のマネジメントを担っているような部門、こういったところが望ましいのではないかという御意見をいただいているところでございます。

続きまして、８ページを御覧いただければと思います。３つ目のポイントといたしまして、優先検討の対象事業の設定に関してでございます。指針では建設を含む事業の10億円というような事業費基準が示されているところでございますが、小規模自治体ではこうした事業が存在しないため、規程が運用されないという実態も多いようでございますが、一方で、一律に事業費基準を下げた場合、検討作業等の負担が大きくなるようなことも懸念されると考えてございます。この事業費基準は変更されてもよいということについては、指針に現在でも明記されているというところでございます。

９ページを御覧いただければと思いますが、こちらに参考例を記載してございます。基準を柔軟に運用し検討対象を広げている事例ですとか、金額とは別に施設規模に関する基準を置いている事例を取り上げているところでございます。こちらにつきまして事業推進部会では、基準の変更が発注の負担となることは避けるべきではないか。それから、事業規模の小さい案件を扱うためには経費を抑えることで、アドバイザリー経費を省略するようなことが行われることで、結果として検討が不十分になるケースも散見される中で、そういったことがないようにという御指摘もいただいているところでございました。

続きまして、10ページを御覧いただければと思います。４点目のポイントといたしまして、この一連のフローの中にございます簡易検討というところを省略できないかということ、それを通じて負担軽減が図れないかということを御提案させていただいているところでございます。例えば事例が多数存在する分野であれば、簡易検討を省略しまして詳細な検討に入るということも考えてございます。かほく市の事例ということで、右側に書いてございますが、これを運用することで非常に効率的に進められたというような御意見をいただいているところでございました。

続きまして、11ページを御覧いただければと思います。最後の５点目のポイントになりますが、この検討の一連の過程で負担が大きいと指摘の多いVFMの算定につきまして、現在、簡易検討と詳細検討の両方で行われていることがありますけれども、簡易検討の段階におきましては定性評価を行い、これをVFMの算出に変えてはどうかと考えているところでございます。その変わる定性評価というのがどういったものがあるかということでございまして、例えば民間へのサウンディング結果ですとか、類似事例を取り上げるというところが考えられるかなと思ってございます。

12ページを御覧いただければと思いますが、例えば民間へのサウンディング結果というのを活用する場合ということで、サウンディングで得られる情報の整理というのは、元の

フローで言うと、この簡易検討に相当するようなことが検討されているというところで、サウンディングと簡易検討をひもづけていくということで、簡易検討の負担軽減が図られるのではないかということを記述させていただいているところでございます。事業推進部会におきましては、こうした柔軟な発想で負担の軽減や取組効果の最大化に取り組むことが重要というような御指摘もいただいているところでございます。

今後、これらのポイントにつきまして具体化を図りまして、手引の見直しを行っていければと考えてございます。

説明は以上です。

○飯島委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御意見・御質問等がある方は挙手ボタンを押していただければ、順次指名させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

上村多恵子委員、お願いいたします。

○上村多恵子委員　いろいろな簡易検討方法、VFMの算定を一つの評価法でやるというのも非常に賛成ですし、なるべく手間取ることなく検討されるということは、それでいいと思うのですが、その前の議論で小規模自治体、これは人口20万以下というのが小規模自治体の対象になると思うのですけれども、今までにも20万人以下の自治体でもPPP/PFIの手法を取られて､先ほどの好循環という意味においては非常にいい事例があると思うのです。ですから、小規模自治体にこのお話をするときに、それとセットでお話しいただきたいことが一つです。

もう一つは、小規模自治体だけではなく全自治体に対して、今のところは優先的検討事業ということになっているのですけれども、できれば、これが義務化の方向にできないかというのは、今までも委員会の中でもずっといろいろな議論があって、なかなか義務化はできないわけで優先的検討というところにとどまっています。やはりこの12～13年の中でだんだんこの手法の良さは見えてきたと思いますので、今回は導入促進ということで検討でいいと思いますが、義務化というところも諦めないでやっていく。あるいは総務省などが交付税や補助金や何かのときの自治体の資料としてPFI案件がどれぐらいあるかというようなことなども自治体評価の中の指標につながっていくだとか、義務化まではいかないかもしれないけれども、一応検討しましたよという一つの形だけ整えるのではなく、ぜひこういった手法でもって財政規律も図れるし、地方の活性化も図れるのだという一つのPPP/PFI自体の好循環を生んでいくというような導入促進にしていただきたいと思います。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、北詰事業推進部会長、何かございましたらお願いします。

○北詰委員　部会で議論したことについては、もう随分説明していただいたところでございますけれども、大きく２つあるのかなと思っています。

一つは、小さな自治体でもPPP/PFIに対する経験値が様々で、先ほど上村委員からもありましたように、小さくてもやっているところもあるし、全く興味がないところもあるので、今回のように分かりやすい構成にし、経験値が高いところは例えば応用編から読んでねとか、経験値の低いところは基礎編もばっちり読んでねというような、そういう多様性に対してちゃんと整理するということをやっていただいたのかなと思っています。

もう一つ、部会で議論になって私が言ったのですけれども、書面には既にいろいろなことが書いてあるのです。やる気のある自治体は，その他とか例外のところを見つけていってどんどんやっています。一方で、経験値が少なかったり、消極的だったりするところについては、書いてあるところを金科玉条のように信じて、本当はいろいろやりようがあるにもかかわらず、そこはもう思考停止してしまっているところがあるので、いろいろな情報発信について分かりやすく、場合によってはこんな工夫でやれないことはないのですよというようなことを情報発信して、２番手、３番手ぐらいの自治体さんにもぜひ参画してもらえるような仕組みとか、形づくりをつくるというのがイメージとしてあったということでございます。

今日御説明いただき、また、御質問いただいたものを反映していきながら、もう少し具体的にどのようにしていけばいいのかというのを、各自治体のヒアリングの丁寧な一つ一つの情報を拾い上げていきながら進めていければなと思っております。

以上です。

○飯島委員長　ありがとうございます。

それでは、最後に私からもコメントをさせていただきます。

小規模自治体がPPP/PFIの推進を加速するためには、最初の取組の入り口時点でのハードルをいかにして下げていけるかだと思っています。したがいまして、引き続きこの手引をより分かりやすく拡充することをアクションプランにしっかり盛り込んでいただければと思います。

それでは、これまでの御意見・コメントについて事務局から回答をお願いいたします。

○福永参事官　ありがとうございます。

自治体に使いやすいようにという点での分かりやすさを考慮するということ、あるいは小規模自治体が取り組みやすいようにするための情報発信を工夫していくということ。

また一方で、優先的検討というものがしっかり生かされるようにという点で、上村多恵子委員からも御指摘がありました優先的検討が定着してきているというところについては、一方で人口20万以上ですと大分増えてきましたので、そうしてところでどのように運用されているかということも確認していくことが、これから大事な課題かと思います。

引き続き、まず、小規模自治体への分かりやすさという点で、この１年間、事業推進部会で御議論いただいたという点についてのまとめを図りつつ、また、さらに引き続き、来年度以降も、より優先的検討を小規模自治体へ広げるという点、あと、今既に取り組まれているところの運用をしっかりフォローしていくという両方から引き続き取組を進めてい

きたいと思います。ありがとうございます。

○飯島委員長　よろしければ、質疑応答はここまでにさせていただければと思います。

委員の皆様の御意見を踏まえて、事業推進部会において今後検討を進めていただければと思います。

本日の審議は以上となります。

委員の皆様にもいろいろと御議論いただき、誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします

○金子審議官　皆さん、本日は長い時間にわたりまして御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

ここで事務局よりお伝えしたい件がございます。先ほど委員長からも言及がございましたように、長らく本委員会の委員を務めていただきました柳川委員、それから、谷口委員におかれましては本日の会議が最後の御参加ということになってございます。平成24年から委員として御参画をいただきまして、今年の４月２日をもちまして10年の任期満了という形になります。大変残念ではございますが、政府統一のルールということでございますので、今回退任させされるということになりました。累次のアクションプランの策定であるとか、コンセッション、優先検討規程といった新たな取組に様々な御指導をいただきまして、今日のPPP/PFIの活用拡大の基盤となる議論をリードしていただいたと思っております。ここに深く感謝の意を表したいと存じます。本当にどうもありがとうございました。

○福永参事官　それでは、最後に事務局からの事務連絡でございます。

次回委員会につきましては、５月の開催を予定しております。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。